

重要文化財の指定について

- (1)名称 ^{くらすきとうだい} 鞍埼灯台 一基
^{つげたり いししょう} 附 囲障 二所
^{きゅうかいてんきかいふんどうじどうまきあげそうち} 旧回転機械分銅自動巻揚装置 一式
- (2)所在地 日南市
- (3)所有者 国（海上保安庁）
- (4)概要

航行の難所日向灘に位置する^{おおしま}大島の南端、海拔約 84 メートルの断崖上に建つ洋式灯台。明治期に横浜・香港間航路の安全確保のため設置された主要航路標識。明治 17 年 8 月 15 日に竣工、初点灯した。設計は工部少技長の^{ふじくらけんたつ}藤倉見達。灯台は高さ 14.1 メートルで、^{とうとう}灯塔下部を囲むように^{ふぞくしゃ}付属舎が取り付け、全体を白色塗装とする。灯塔は^{むきん}無筋コンクリート造で、平面は正 12 角形。灯籠は上段^{とうろう}四角形、下二段を三角形の格子とした^{こっし}金属製骨子にガラスをはめる。日向灘南方を行き交う船舶の安全を明治前期から守り続けてきた九州南部に現存する最古の洋式灯台として近代海上交通史上、価値が高い。日本人技術者が主導して建設した我が国最初期のコンクリート造構造物としても重要である。



(写真提供 文化庁)

<参考1> 県内の重要文化財（令和6年10月1日現在）

重要文化財		24件（美術工芸品13件 建造物11件）			
番号	名称		指定年月日	市町村	所在地等
1	木造薬師如来及両脇侍像（三躯）	美	昭19. 9. 5	宮崎市	王楽寺
2	木造騎獅文殊菩薩及脇侍像（五躯） 附木造天蓋一面	美	昭19. 9. 5	宮崎市	大光寺
3	木造阿弥陀如来及両脇侍像（三躯）	美	昭19. 9. 5	国富町	萬福寺
4	銅印 印文「児湯郡印」	美	昭30. 2. 2	西都市	西都市役所
5	那須家住宅	建	昭31. 6. 28	椎葉村	椎葉村下福良
6	乾峯土墨墨蹟（六種）	美	昭40. 5. 29	宮崎市	大光寺
7	鉄造狛犬（一对）	美	昭46. 6. 22	高千穂町	高千穂神社
8	旧黒木家住宅	建	昭48. 2. 23	宮崎市	県総合博物館民家園
9	旧藤田家住宅	建	昭48. 2. 23	宮崎市	県総合博物館民家園
10	巨田神社本殿	建	昭53. 5. 31	宮崎市	宮崎市佐土原町上田島
11	興玉神社内神殿	建	昭58. 6. 2	都城市	都城市安久町
12	紺糸威紫白肩裾胴丸大袖付	美	平 6. 6. 28	都城市	都城島津邸
13	神門神社本殿	建	平12.12. 4	美郷町	美郷町南郷神門
14	高千穂神社本殿	建	平16. 7. 6	高千穂町	高千穂町三田井
15	赤木家住宅	建	平16.12.10	都農町	都農町川北
16	旧吉松家住宅	建	平20.12. 2	串間市	串間市西方
17	宮崎県島内地下式横穴墓群出土品	美	平24. 9. 6	えびの市	えびの市歴史民俗資料館
18	朝鮮国書	美	平27. 9. 4	都城市	都城島津邸
19	木造神王面	美	平30.10.31	宮崎市	生目神社
20	木造乾峯土墨坐像、木造岳翁長甫坐像	美	平30.10.31	宮崎市	大光寺
21	木造神像（男神坐像一 女神坐像一）	美	令 2. 9. 30	高千穂町	高千穂神社
22	宮崎県下北方五号地下式横穴墓出土品	美	令 2. 9. 30	宮崎市	宮崎市生目の杜遊古館
23	旧綱ノ瀬橋梁及び第三五ヶ瀬川橋梁	建	令 2.12.23	延岡市・日之影町	延岡市（延岡市椎畑）～日之影町（日之影町七折）、日之影町（日之影町七折～分城）
24	日高家住宅	建	令 5.9.25	延岡市	延岡市赤水町

<参考2>

法律等

○ 文化財保護法

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

○ 重要文化財指定基準

建造物の部

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの（※鞍埵灯台の指定基準）
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの